

議案第31号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正の概要について

1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和5年12月6日に公布されたことなどに伴い、政令を引用している条例の一部を改正しようとするもの。

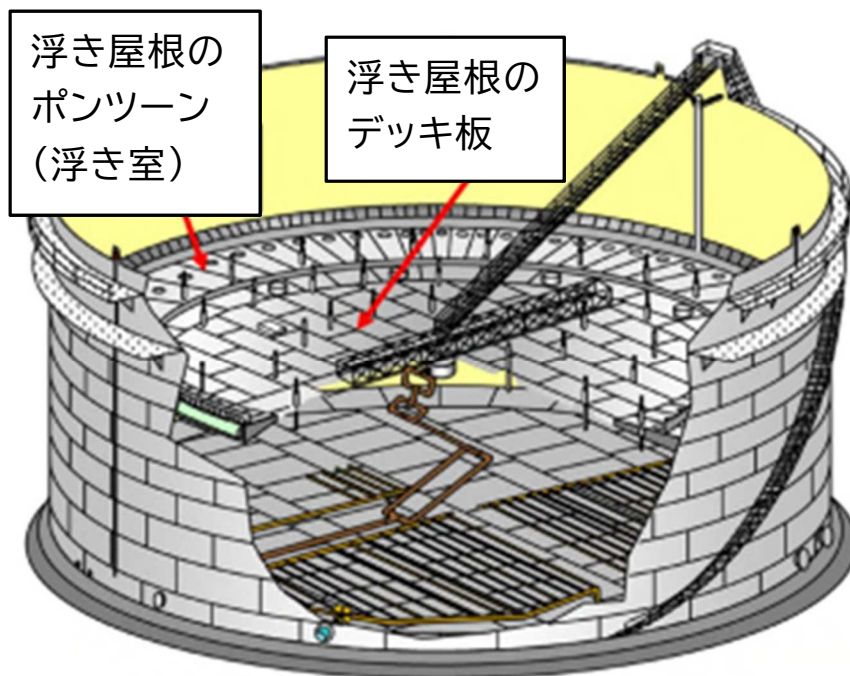
2 改正内容（消防法第11条関係）

以下の審査に係る手数料の金額を改正するもの。

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 (危険物の貯蔵最大数量)	現行金額 (円)	改定後金額 (円)	引上金額 (円)
1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満	1,180,000	1,450,000	270,000
5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満	1,410,000	1,720,000	310,000
10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満	1,590,000	1,920,000	330,000
50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満	1,950,000	2,360,000	410,000
100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満	2,270,000	2,740,000	470,000
200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満	4,550,000	5,640,000	1,090,000
300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満	5,820,000	7,240,000	1,420,000
400,000キロリットル以上	7,070,000	8,790,000	1,720,000

3 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（宝塚市内に設置の実績なし）

屋外タンクの天板（屋根）自体が液面に浮いており、危険物の量によって、天板が上下する。



4 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（宝塚市内に設置の実績なし）

屋外タンクの天板（屋根）とは別に、内側に蓋がついており、危険物の量によって蓋が上下する。

